

令和 4 年 1 月 2 日

地域づくり協議会 各位
民俗文化財関係団体 各位

南砺市 文化・世界遺産課長

令和 5 年度 地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業）
【文化芸術振興費補助金】について（ご案内）

初冬の候、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、文化財保護業務につきまして、格別のご理解並びにご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 4 年度に実施いたしました地域文化財総合活用推進事業（民俗文化財用具新調・修理等）が、令和 5 年度も実施されることになりました。

つきましては、南砺市内の民俗芸能や伝統行事に用いる山車や獅子頭・衣装等の新調・修理を広く募集いたしますので、関係団体への周知をお願いいたします。

事業を要望する団体がございましたら、必ず事前に文化庁の HP の募集案内及び別紙事業概要をご確認のうえ、要望される団体より事業費とともに要望される旨を令和 4 年 12 月 20 日（火）までに下記担当（TEL:0763-23-2014）へお知らせください。

事業を要望される団体は、その後、必要書類をそろえて令和 4 年 12 月 27 日（火）までに下記担当までご提出をお願いいたします。

◎募集案内は、文化庁の HP 内で「令和 5 年度地域文化財総合活用推進事業」で検索し、「令和 5 年度募集案内（地域伝統行事・民俗芸能継承振興事業）」の PDF ファイルをダウンロードしてください。

◎補助対象経費の 85%（上限）までが補助される予定で、少なくとも 15% は自己負担する必要があります。

◎**要望の手順**

- ①文化・世界遺産課各担当までに要望の旨および事業費を連絡 令和 4 年 12 月 20 日（火）まで
②必要書類一式を南砺市へ提出 令和 4 年 12 月 27 日（火）まで

◎**必要書類**

事業計画書（様式 3）・見積書・仕様書・専門家の指導書・新調または修理する用具の写真・保存会等の定款等（募集案内 19 p、22 p、50~54 p）

◎昨年採択された団体であっても、要望は可能です。

◎応募者多数または予算を超える要望があった場合、実行委員会で調整させていただきます。

事務担当

南砺市文化・世界遺産課

獅子舞担当：山越

指定文化財及び山車関係担当：宮崎

TEL : 0763-23-2014

Mail : bunkaka@city.nanto.lg.jp

事業概要

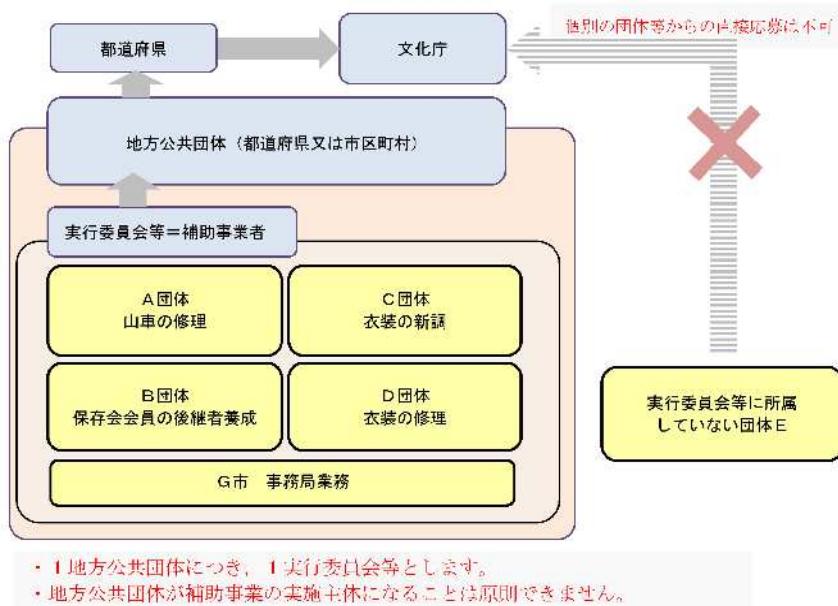
1 事業名称

地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業）

2 補助事業者（募集案内 3 p）

南砺市地域文化財総合活用推進事業実行委員会（以下、「実行委員会」という）

地域の文化遺産の所有者、保護団体等によって構成するもの。事業を行う場合、この実行委員会の構成団体に所属いただく必要があります。



3 補助事業の枠と金額（募集案内 1、2、4、5 p）

継承枠と振興枠のいずれか一方で要望します。

①継承枠 補助対象経費の上限：1,000万円

地域の伝統行事等を次世代へ継承するため用具の修理や後継者育成に対して補助金が交付されます。

②振興枠 補助対象経費の上限：5,000万円

地域の伝統行事の基盤整備により、収益機能の強化や官民連携の取組を促し地域活性化推進や経済波及効果の拡大を図ることができる事業に対して補助金が交付されます。

①・②ともに補助対象経費の85%が上限です。少なくとも15%は自己負担が生じます。

※補助対象経費の上限は実行委員会としての上限であり、1つの構成団体の上限ではありません。

継承枠、振興枠同時に2つの枠で要望はできません。

4 補助対象事業（募集案内 1 p、6 p）

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した取組が対象（おおむね戦前に始まった伝統行事等に関する事業）です。

（1）用具等整備事業

地域の民俗芸能や伝統行事に用いる山車や獅子頭、衣装等の修理（復元新調含む）・新調が補助対象で、修理現場の公開や後継者育成も行う取組

- 補助金額は、**新調1点当たり10万円が上限**です。（税込み、上限を超過する分は団体の自己負担です）
修理の上限は明記されていませんが、継承枠・振興枠それぞれの補助対象経費の上限の範囲内です。
- 修理・新調の対象は、実行委員会及び構成団体の所有物に限ります。
社寺等の宗教団体所有の神輿等は、実行委員会及び構成団体であっても補助対象外です。
- 長年の使用による経年劣化等を原因とする修理新調に限ります。
故意または過失による破損は認められません。
- 使用するたびに取り換えるもの、個人の所有になるもの、祭礼行事を活性化するための道具等消耗品は補助対象外です。（例：足袋・草鞋・鉢巻・晒し等は補助対象外）

（2）後継者育成事業

- 地域の伝統行事保存会会員等の練習、伝統行事等の継承に必要な原材料の生産者養成等のための取組が対象です。
- 保存会会員等を対象とした技術鍛錬等の取組、保存会会員の確保を目的とした取り組みが対象です。
一般を対象とした後継者育成は対象外です。
 - リモート配信等のオンラインでの指導や講習は対象です。
機材などの購入費用、通信費等は対象外です。

（3）記録作成・情報整備事業

- 伝統行事等の継承に用いるための記録映像の作成、伝統行事等開催当日のオンライン配信等の取組が対象です。
- 補助対象経費の上限は500万円です。超過分は自己負担となります。
 - 映像作成の場合は、伝承用だけでなく普及用も作成して発信する場合が対象となります。

4 事業期間（募集案内3p）

令和5年度内（採択通知の日から令和6年3月31日までの間）
(この期間外に発生した金額については、補助対象外となります。)

5 要望のご連絡について

事業を要望される団体はお電話で事業を要望する旨および事業費のお知らせをお願いいたします。
(TEL:0763-23-2014)

- 必ず事前に文化庁のHPの募集案内をご確認ください（補助対象の考え方や補助対象外の例があります）**
- 令和4年12月20日(火)まで**

6 今後の提出書類について（募集案内19～23p、50～54p）

要望される団体は①～⑥の書類を作成の上、市担当者までご提出ください。

- ①**事業計画書（様式3）**
- ②**見積書（あて先は、南砺市地域文化財総合活用推進事業実行委員会）**
- ③**仕様書（修理箇所をどのように修理または新調するかを見積書の内容から作成してください）**
- ④**専門家の指導書（作成に関しては市担当者にご相談ください）**
- ⑤**新調または修理する用具の写真**
- ⑥**保存会等の定款等**

令和4年12月27日(火)まで

7 事業開始までの流れ（募集案内 18 p）

令和4年12月27日	市内各団体より必要書類の提出
令和5年1月10日	市（南砺市文化・世界遺産課）で取りまとめの上、富山県教育委員会へ提出
令和5年1月16日	県教育委員会より文化庁へ提出
令和5年1月～3月中旬	文化庁で有識者による審査
令和5年3月下旬	採否の決定・通知
令和5年4月以降	申請書の提出

その他留意事項

- 本事業は、国の採択を受けて実施となります。国へ要望書を提出、国の外部有識者による審査を経て、採否を決定しますが、事業費の減額の可能性がございます。
- 本事業は、国の補助金を利用して行う事業となりますので適切な補助金執行が求められます。事業実施事務（業者選定・契約・検査・支払等）に関しましては、市の会計規則等に従う必要があります。
- 事業の支払いに関しましては、全事業が終了し実績報告書を提出後に国からの支払が行われます。（令和6年3月31日以降、時期は未定）見積依頼業者の皆様にご留意いただくようにお願いいたします。
概算払いもありますので、業者の支払時期はご相談ください。
- 市が作成する提出書類に、**補助対象となる地域の伝行事等への来場者数、用具の修理歴**を記入する必要がありますので、要望される際は教えていただきますようよろしくお願いいいたします。
(募集案内 16 p、47 p)
- 10万円以上は見積書が必要**ですが、採択後事業開始の際は**3社見積もりが必要**です。